

# 高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

(平成一五年五月一日法律第三六号)

## 一、提案理由(平成一五年三月一八日・衆議院国土交通委員会)

扇國務大臣 ただいま議題となりました本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

高速自動車国道については、これまで、日本道路公団が有料道路制度を活用することによりその整備を進めてきたところですが、我が国の社会経済情勢の変化等に対応して、必要な高速自動車国道を整備するためには、新たな整備手法を導入する必要があります。

このため、道路関係四公団の民営化に関する当面の措置として、平成十五年度より、新会社による整備の補完措置として、必要な高速自動車国道を建設するため、国と地方の負担による新たな直轄事業を導入することとしたところです。

この法律案は、これを受けて、適切な地方負担のもとに国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするための改正を行うものでございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

高速自動車国道の管理に要する費用について、国がその四分の三以上で政令で定める割合を負担し、都道府県がその余の割合を負担するものとしております。

以上が、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成一五年四月三日)

河合正智君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、適切な地方負担のもとに国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、その管理に要する費用について、国がその四分の三以上で政令で定める割

合を負担し、都道府県がその余の割合を負担するものとする等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る三月十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十九日に質疑に入り、二十五日参考人からの意見聴取を行い、四月二日質疑を終了いたしました。

質疑の中では、本州四国連絡橋公団の債務切り離し後の償還の見通し、今後の高速自動車国道の整備見通し、新直轄方式で整備される高速自動車国道の選定基準等について議論が行われました。

質疑終了後、両案について討論を行い、採決をいたしました結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院国土交通委員長報告（平成一五年四月二五日）

藤井俊男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、本州四国連絡橋の整備効果とその管理技術水準の向上、本州四国連絡橋公団の財務状況の悪化の原因とその責任の所在、同公団の財務状況の改善のための経営努力の内容、一般会計が承継した債務の償還に自動車重量税の収入を充てることの是非、一般旅客定期航路事業に与える影響及びその緩和のための国の支援措置、高速自動車国道ネットワークの早期完成に対する国の責任、道路関係四公団民営化推進委員会の意見書に対する対処方針、高速自動車国道を民間会社に帰属させることの是非など道路関係四公団の民営化に当たっての注意事項、新直轄方式による高速自動車国道の採択基準と事業費の算定根拠、同方式導入に伴う地方負担に対する財政措置、日本道路公団の経営合理化と関連企業への発注及び天下りの是正その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より二法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、二法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月二四日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、高速自動車国道について、真に必要なものは有料道路方式及び新直轄方式の二つの整備スキームを活用することにより、早期に整備を進めること。
- 二、有料道路方式を活用した建設スキームについて制度設計を行うに当たっては、債務の確実な返済を確保した上で、道路料金収入を適切に活用することにより、真に必要な高速道路がより少ない財政負担で早期かつ確実に整備されるよう配慮すること。
- 三、国民共有の財産である高速道路ネットワークについては、他の道路と一体となって機能するものであり、適切に計画・整備・管理すること。

右決議する。